

### 1 本検討の背景及び主旨

平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、障害や疾病等により、集団保育が著しく困難である子どもを対象に、「居宅訪問型保育」が新設され、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが示された。

また、平成 26 年 1 月に「障害者の差別解消と尊厳、権利を保障する国連障害者権利条約」が批准され、平成 28 年 4 月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害者や障害児に対し、不当な差別的取扱いの禁止と国や地方公共団体に対する合理的配慮の提供義務が課されることになる。

このような状況から、学識経験者や専門家の意見をいただき、保育園における障害のある子どもへの保育のあり方や医療的ケア等の特別な配慮が必要な子どもへの保育のあり方について検討するため、子ども・若者部と障害福祉担当部とで「障害児等保育検討委員会」を設置した。

### 2 障害児保育を取り巻く状況

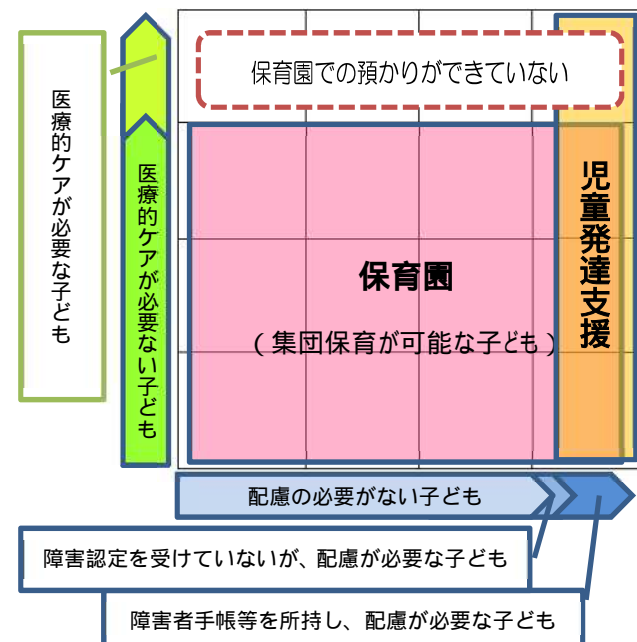
世田谷区の就学前人口(0～5 歳)は、平成 27 年は 43,365 人となっており、子どもの数が増加し続けており、保育需要についても、全国の自治体の状況を凌ぐ勢いで増加し、保育待機児童数は、平成 21 年度から平成 26 年度までの 5 年間で 1.8 倍となり、大きな課題となっている。区内の認可保育園では、集団の中で、障害のある子どもの保育を実施しており、保育をする上で配慮が必要な子どもの数も増加傾向にある。(平成 26 年度 区立 49 園、私立 40 園)

### 3 障害児保育における現状と課題

区内の認可保育園では、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、嘱託医師や総合福祉センター等と連携し、職員の知識と技術の習得に努め、保護者の協力のもと、集団の中で保育を実施している。

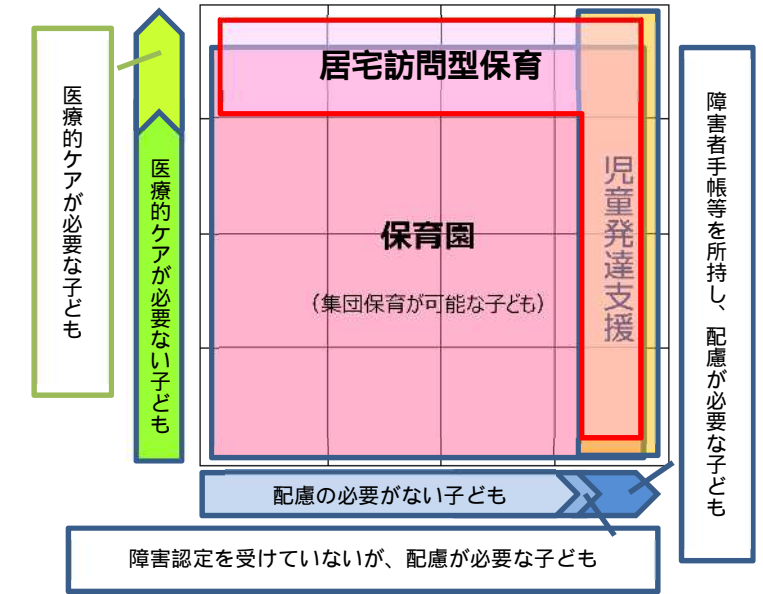
しかしながら、医療的ケアが必要な子どもについては、安全に長時間の保育を実施するための医療的ケア等を毎日反復的かつ適切に行うための場所や専任看護師を設置する等体制整備が必要とされるため、預かりができていない現状にある。

また、重度の障害や医療的ケアが必要な障害のある子どもが療育を受けることのできる看護師が配置された「重症心身障害児施設」は、区内に 2ヶ所しかなく、利用登録者が定員を超えており、不足している現状もある。



### 4 今後の方向性

今後は、これまで保育園で預かることができていない子どもについても、保育園や「居宅訪問型保育」等の子育て支援での受け入れと平行して、病院や在宅医療、訪問看護等の医療、児童発達支援等の障害児支援施策等と綿密に連携を取りながら、障害のある子ども一人ひとりの状況やニーズに対応するための体制整備を目指す必要がある。



### 5 具体的な取組み

#### (1) 「居宅訪問型保育」と「児童発達支援事業」の連携による保育の実施

医療的ケアが必要で、かつ集団保育が困難な子どもを、安全に長時間保育するためには、子ども・子育て支援法の「居宅訪問型保育」と児童福祉法の「重症心身障害児施設(主に重症心身障害児を対象にした児童発達支援事業を行う施設)」が連携しながら保育を実施していくことが必要となる。また、「居宅訪問型保育」の保育者や事業者には、保育に関する知識や支援力に加え、障害や医療的ケアに関する専門的な知識や支援力が求められるため、人材の育成や日常的な支援についても、「重症心身障害児施設」との連携が必要であり、事業者や施設の確保とその連携体制の整備が望まれる。

#### (2) 「内定前相談」と「障害児等保育実施会議」の実施

入園時における障害のある子どもの状況を十分に把握するため、「居宅訪問型保育」を希望する場合や内定前に障害の状況を確認する必要がある場合は、入園選考後に専門職による「内定前相談」と「障害児等保育実施会議」を実施し、集団保育や「居宅訪問型保育」の適否や受け入れに向けた合理的配慮についての意見や助言を行う体制の整備が必要となる。

#### (3) 障害特性に応じた専門機関からの技術支援の実施

個々の障害特性に応じた保育を実施する必要性の高いケースが増えてきており、これまでの職員への巡回相談に加えて、療育機関等の専門機関が保育園を訪問し、障害のある子どもの個々の状況を確認した上で、障害特性に応じた保育の実施方法や個別支援等についての技術支援を行う体制を整備する必要がある。

#### (4) 職員の障害に関する専門性を高めるための研修の実施

これまでの研修に加えて、療育機関等と連携しながら、障害の特性や年齢に応じた保育の実施方法、個別支援のあり方等について学ぶための専門性の高い研修を実施し、より一層、職員の支援技術の向上と障害理解を進める必要がある。

#### (5) 合理的配慮の提供と基礎的環境の整備

集団保育が可能ではあるが、医療的ケアが必要な子どもを保育園で預かることを目指し、受け入れ園の指定や職員体制の整備、安全に医療的ケアを実施するための職員の育成、園内環境の整備(医療的ケアを提供するためのスペースの確保、衛生環境を確保するための設備設置等)を図る必要がある。また、園舎の老朽化等の課題もあるが、保育園の改築や改修等の機会を捉え、障害のある子どもが利用しやすい設備(エレベーター、利用しやすいトイレや手洗い場等)、一時的に気持ちを落ち着けるためのスペースを確保する等して、段階的に基礎的環境を整備する必要がある。